

移住・定住に関する支援制度

| 目的 | 事業名 | 補助内容 | 補助額 |
|--------------|-----------------|---|---|
| 住宅を建てたい | 定住住宅取得補助事業 | <p>【目的】 定住しようとする方に、子育て世帯への支援、定住促進の支援、居住環境の向上を図ることを目的に必要な助成措置を講じるものです。</p> <p>【補助金額】 ○住宅の取得経費の総額の1/5(上限あり) ①補助基本額 200万円 ②子育て世帯加算金 義務教育終了前の子が1人 50万円 2人以上 100万円 ③町内業者施工加算金 150万円 ④引越祝加算金 町内転居 25万円 町外からの転入 50万円</p> <p>【補助対象者】 ①申請者の世帯責任者の年齢が65歳未満であること ②住宅に引き続き5年以上定住する意思があること ③居住地の自治公民館に加入すること ④市区町村民税等に滞納がないこと 等</p> | 最大 500万円 |
| 社宅や賃貸住宅を建てたい | 大崎町民間賃貸住宅建設補助事業 | <p>【目的】 民間活力による賃貸住宅等の建設を促進し、定住と移住促進を図ります。</p> <p>【対象物件】 組み立て式住宅(プレハブ等)を除く新築物件で、一戸建住宅及び集合住宅で、1戸当たりの床面積が12㎡以上で各戸に玄関・トイレ・浴室及び台所が設けられているもの。 ※補助率は、取得経費の1/4(町外業者建築又は町外者所有の場合1/5)</p> | 最大 3,000万円 |
| 住宅をリフォームしたい | 居住住宅等リフォーム補助事業 | <p>【目的】 住宅の性能を向上させることで、定住の促進及び住環境の向上、地域経済の活性化を図ります。</p> <p>【対象物件】 町内にある築20年以上経過した住宅で、かつ、現に居住している個人住宅または併用住宅</p> <p>【補助対象者】 ①居住住宅の所有者であること ②改修に要する経費が20万円以上であること ③市区町村民税等に滞納がないこと ④<u>町内の建築業者等に発注(必須)</u></p> | 最大 50万円 <u>※事前申請</u> <u>(家屋部分30万円上限</u> <u>擁壁撤去及び</u> <u>植物の除去20万円上限)</u> (補助率 1/2) |

| | | | |
|------------------------------|---------------------|---|---------------------|
| <p>移住して 仕事を始め たら</p> | <p>移住応援 支援金</p> | <p>【目的】 地域の振興に資することを目的に移住促進を図ります。</p> <p>【対象者】 転入日の前3年以内に、鹿屋市・垂水市・志布志市・曾於市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町・大崎町にお住まいでなく、4月1日以降に転入し7年以上大崎町に定住する方で</p> <p>①45歳以下で正社員等として6月以上雇用されている方 ②45歳以下で6月以上事業を営んでいる方のいずれかの方</p> <p>【支援金額】 ①対象者1人につき、50万円 ②高校生までの世帯員1人につき、50万円を加算</p> | <p>最大 200万円</p> |
|------------------------------|---------------------|---|---------------------|

空き家等に関する支援制度

| 目的 | 事業名 | 補助内容 | 補助額 |
|-------------------------------|--------------------------------|--|--|
| <p>空き家を リフォーム したい</p> | <p>空き家 リフォーム 促進補助金</p> | <p>【目的】 町内にある空き家を利活用するために修繕等を行った場合、改修に要した経費の一部を補助します。</p> <p>【対象物件】 ①町内にある住宅で2か月以上継続して居住しておらず、築10年以上経過した個人住宅又は併用住宅、附属家 ②改修後は専用の居住室、台所、便所及び出入口を有していること</p> <p>【補助対象者】 ①賃貸又は売却を目的に空き家を改修する空き家所有者等 ②居住目的で使用賃借又は賃貸借した空き家を改修する方</p> <p>③町内の建築業者等に発注(必須)</p> | <p>最大 200万円 ※事前申請 (補助率 1/2)</p> |
| <p>空き家等を 活用したい</p> | <p>空き家等 バンク</p> | <p>【目的】 町内にある空き家・空き地・空き店舗を、貸したい・売りたい方の物件情報を町のホームページ等に掲載し、借りたい・買いたい方へ情報を提供します。</p> | <p>掲載料無料</p> |
| <p>空き家等を 解体したい</p> | <p>空き家除却 推進事業</p> | <p>【目的】 管理不全な空き家の発生を未然に防ぎ、安全で快適な住環境を実現するため、空き家の解体、撤去及び処分に要した経費の一部を補助します。</p> <p>【対象物件】 ①昭和56年5月31日以前に工事に着手された建築物 ②1年以上使用されていない建築物 ③公共事業等の補償の対象となっていないもの</p> | <p>公共下水道区域内の場合は 最大50万円、 それ以外は 最大25万円 (補助率 1/2) 国道に面する 土地の場合は 最大100万円 (補助率 2/3)</p> |

※その他の補助金については、企画政策課にお問合せください。